# 施設整備助成の交付内定後の手続き等について

## 1　交付内定通知書について

助成金交付内定通知書に記載された交付内定額は、内定事業ごとに算定した交付内定額の合計となります。

なお、交付内定額内訳に、内定事業ごとの助成対象経費限度額及び交付内定額を記載しています。

令和８年度スポーツ振興事業助成の配分基準は、ＪＳＣホームページをご確認ください。

⇒ https://www.jpnsport.go.jp/sinko/tabid/155/Default.aspx

## 2　交付決定について

（１）工事実施設計書の提出時期の確認について

助成金の交付決定額は、入札に係る実施設計図書に基づき積算された工事費内訳書（施工内訳書を含む。）により算定し、交付内定額の範囲内で交付決定を行います。

工事費内訳書及び工事図面の作成状況について、別途メールにて案内させていただきますので、ご確認ください。

**メール回答期限：令和８年６月１日（月）**

（２）交付決定に係る審査について

交付決定に当たっては、工事実施設計書に基づく審査の結果、当該事業が要件外となる場合、また、当該事業の経費の一部が助成対象外となる場合があります。

※　「スポーツ施設等整備事業」については、助成対象経費の下限額は１０，０００千円となります。（バリアフリー化又は熱中症対策を目的とした施設の整備事業を除きます。）

入札等で契約額が減額になり、交付決定時・額の確定時の審査において、助成対象経費が１０，０００千円に満たなくなった場合には、助成金の交付は行いません。

## 3　工事の実施にあたり

○　自ら正確かつ詳細な設計図書の作成及び適切な工事監理ができる場合を除き、原則として設計監理業務は専門業者に委託し、責任を持って当該業務を履行させてください。

○　設計監理業者・工事施工業者の選定については、三人以上の者が参加できる競争（入札等）の実施を原則とします。（ホームページ等に入札公告を掲載するなどしてください。）

ただし、やむを得ない事由により競争を行うことが困難であるときは、あらかじめＪＳＣに書面によりその事由の説明を行い、承認を受ける必要があります。事前承認を受けずに契約した場合は、当該契約に係る経費は助成対象経費とみなしません。

○　助成金の適切な管理の観点から、設計監理費・工事費の支払は、銀行振込とします。助成金等助成事業に係る収入の受入れ、業者への支払等は、助成事業専用口座から行ってください。（地方公共団体を除きます。）

○　契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けることを禁止します。

業者選定及び契約手続きの詳細については、「会計処理の手引（令和８年度用）」をご確認ください。

⇒ https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/R08boshu/r08kaikei_tebiki.pdf

## 4　ロゴマーク等の表示について

【重要】令和５年度からスポーツくじのロゴマークのデザインが変更されています。旧ロゴマークを使用して標識を作成した場合は、現行のロゴマークを使用して再度作成していただきますのでご留意ください。

（現行ロゴマーク例）




「スポーツ振興くじ助成金に係るロゴマーク等の表示要領」に従い、スポーツくじのロゴマーク及び助成金を受けて整備した施設である旨を明確に表示した標識（Ｂ３サイズ以上、耐久性のあるもの）を当該施設の正面入口など多くの人目につく場所に設置する必要があります。

※　表示文は、「この○○は、スポーツ振興くじ助成金を受けて整備されたものです」等のスポーツ振興くじ助成金を受けて整備した施設であることを明確に表現したものとしてください。
※　フラッグやシール等、着脱式のものや耐久性に乏しいもの（紙やラミネートなど）の掲示は前述の標識に該当しませんのでご注意ください。
※　標識の設置費用については助成対象経費とすることができます。
※　実際にどのようにロゴマーク等を表示したのかについて、助成事業実績報告書に具体的に記載し、表示の内容が確認できる資料（写真、印刷物等）を添付してください。
※　整備後は施設紹介のホームページ等でもロゴマークの表示及びスポーツ振興くじ助成金を受けて整備した旨を掲載してください。

## 5　事業の実施期間について

助成対象事業は、令和８年度（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）に事業を完了するものであることとします。

令和９年３月３１日までに事業が終了しないものについては、交付を取り消すこととなりますのでご注意ください。（天候の影響、災害その他やむを得ない事情により実施期間内に完了することが困難と見込まれる場合には、あらかじめご相談ください。）

## 6　助成事業の中止（廃止）について

交付決定後に助成事業を中止（廃止）する場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書を、助成事業の計画変更を行う場合は、計画変更承認申請書を提出してください。（この提出を怠り、変更を行い、それが後日判明した場合には、**交付の決定を取り消す場合もありますので、十分ご留意願います。**）

また、交付決定前の交付内定時に交付の申請を取り下げる場合は、その旨を文書（様式任意。団体代表者名にて、事業名・内定額・取下げ理由を明記した文書を作成すること。）にて報告してください。

## 7　財産処分について

助成を受けて整備した施設（助成対象財産）には、財産処分の制限が課されることになります。処分制限期間内に、ＪＳＣの承認を受けずに以下の財産処分を行った場合、交付決定の取消し及び助成金の返還となる場合がありますので、財産処分を行おうとする場合は、必ず事前にＪＳＣにご連絡ください。

なお、財産処分の承認の際に、納付金を納付する旨の条件を付す場合がありますので、ご留意ください。

※財産処分の種類

・担保に供する処分（助成対象財産への抵当権の設定）
・転用（助成対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）
・譲渡（助成対象財産の所有者の変更）
・交換（助成対象財産と他人の所有する財産との交換）
・貸付け（助成対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更）
・取壊し（助成対象財産の使用を止めた上での取り壊し）
・廃棄（助成対象財産の使用を止めた上での廃棄）

財産処分手続きの詳細については、ＪＳＣホームページをご確認ください。
⇒ https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/833/Default.aspx

## 8　その他

スポーツ団体については、交付決定時に助成事業者とＪＳＣとの間で「助成金交付契約」を締結します。契約の締結に際しては、必ず事前に機関決定会議（社員総会、理事会等）に付議し、団体内において、周知徹底を図ってください。

＜本件問い合わせ先＞
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部 地域スポーツ支援課
施設整備支援係
TEL：03-6804-3120
E-mail：josei6@jpnsport.go.jp